明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**五一）　一
○農薬を登録した件
（**農林水産**七六六、七六七）　四
○農薬を再登録した件（**同**七六八）　五四
〔**官庁報告**〕
官庁事項
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（金融庁）　九
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、特定計量器型式承認、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三四
会社その他
会社決算公告　三七

告示

○文部科学省告示第五十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月十四日

文部科学大臣　馳　浩